

上場有価証券等の取引に関する説明書

(この書面は金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする「上場有価証券等書面」です。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等を行っていただくまでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・上場有価証券等の売買等（※1）にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料及び諸費用について」に記載の売買手数料をいただきます。
ただし、お客様と当社との間で別途合意した場合には、別紙「手数料及び諸費用について」に記載の売買手数料は適用いたしません。
この場合の売買手数料は、その時々の市場の状況、個々の上場有価証券等の売買等の内容に応じて、お客様と当社の間で決定します。（※2）
- ・上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買や上場有価証券等の売買等の媒介にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価をお支払いいただきます。また、当社との合意に基づく売買手数料（※2）を別途お支払いいただくことがあります。
- ・外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※3）。
- ・上場有価証券等に関する口座開設費・口座管理料は頂戴いたしません。
- ・外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※4）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。
- ・外国証券については、我が国の金融商品取引所に上場されている場合や我が国で公募・

売出しが行われた場合等を除き、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません（※5）。

- (※1) 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
- (※2) 当社との合意に基づく売買手数料の額は、個別取引契約に基づき決定されますので、本書面上あらかじめ記載することはできません。
- (※3) 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- (※4) 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- (※5) 外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・上場有価証券等の売出し

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において上場有価証券等のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意いただいた日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文されたお取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」を交付します。また、定期的に「取引残高報告書」を交付します。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の管理責任者へ直接ご連絡ください。

当社の概要・連絡先

商 号 等	リテラ・クレア証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第199号
本 店 所 在 地	〒104-0031 東京都中央区京橋1-2-1 大和八重洲ビル3階
加 入 協 会	日本証券業協会
指 定 紛 爭 解 決 機 關	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）
資 本 金	37億94百万円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和22年12月
連 絡 先	お取引のある下記営業店の責任者もしくは本社コンプライアンス部（連絡先：03-6385-0650）まで直接ご連絡ください。

＜当社の営業店舗＞

本 店：東京都中央区京橋1-2-1	TEL : 03-6385-0611
上 尾 支 店：埼玉県上尾市仲町1-7-26	TEL : 048-774-1211
大 阪 支 店：大阪府大阪市北区曾根崎新地1-4-12	TEL : 06-6451-3101
姫 路 支 店：兵庫県姫路市駅前町330	TEL : 079-223-3361
豊 岡 支 店：兵庫県豊岡市元町1-6	TEL : 0796-22-4355
敦 賀 支 店：福井県敦賀市呉竹町2-8-20-1	TEL : 0770-23-7111

＜金融ADR制度のご案内＞

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、以下の指定紛争解決機関をご利用できます。(公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

指定紛争解決機関：特定非営利活動法人 証券・金融あっせん相談センター（FINMAC）

フリーダイヤル：0120-64-5005（受付時間：9時～17時 土日祝日を除く）

以上
【平成30年10月】

手数料及び諸費用について

(本書面上に記載されている手数料は、消費税等相当額を含めた総額表示となっております。)

1. 国内株式委託手数料

国内金融商品取引所上場有価証券（単元未満株式を除く。）の売買を行うにあたっては、以下の表に基づき算出した売買手数料をお支払いいただきます。

約定代金	手数料率
1万円以下	約定代金の 21.60%
1万円超～22万円以下	約定代金の 0.25992%+ 2,160円
22万円超～100万円以下	約定代金の 1.24200%
100万円超～200万円以下	約定代金の 0.93960%+ 3,024円
200万円超～300万円以下	約定代金の 0.90180%+ 3,780円
300万円超～500万円以下	約定代金の 0.88020%+ 4,428円
500万円超～1,000万円以下	約定代金の 0.70200%+ 13,338円
1,000万円超～3,000万円以下	約定代金の 0.57240%+ 26,298円
3,000万円超～5,000万円以下	約定代金の 0.33372%+ 97,902円
5,000万円超～1億8,000万円以下	一律 264,762円
1億8,000万円超	約定代金の 0.00648%+ 264,762円

- 円位未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。
- 約定代金は、同一種類の注文で、同一銘柄につき同日に成立したものを一口注文として取り扱います。
- お支払いいただく売買手数料は、円位未満の端数切り捨てにより、上記手数料体系に基づく計算結果と誤差が生じる場合があります。
- 上場新株予約権証券（ワラントの権利行使を除く。）、上場投資信託受益証券及び投資証券等（E T F・R E I T・E T Nなど）及び上場優先出資証券のお取引に係る売買手数料も上記手数料体系を適用いたします。

○ 売買手数料割引制度について

当社では、お客様のお預り資産評価額に応じて、売買手数料の割引（半期毎、上限割引率最大10%）を実施いたします。

お預り資産評価額	割引率
300万円超～500万円以下	1%
500万円超～1,000万円以下	2%
1,000万円超～2,000万円以下	3%
2,000万円超～3,000万円以下	4%
3,000万円超～4,000万円以下	5%
4,000万円超～5,000万円以下	6%
5,000万円超～6,000万円以下	7%
6,000万円超～8,000万円以下	8%
8,000万円超～1億円以下	9%
1億円超	10%

- 売買手数料の割引対象商品は、国内金融商品取引所に上場する有価証券のうち、株式（単元未満株式を除く）、上場優先出資証券、上場新株予約権証券（ワラント）、上場投資信託受益証券及び投資証券等（E T F、R E I T、E T Nなど）及び上場新株予約権付社債券（転換社債型、ワラント債）となります。

2. 単元未満株式（端株）の売買について

単元未満株式の売買については、当社では、以下の2つの方法により、お取扱いいたします。

(1) 仕切り売買

当社が自己で直接の相手方となる売買（相対売買）で執行いたします。この場合、以下の表に基づき算出した仕切額（お客様の売付の場合は時価より仕切幅を減じた価格を、買付の場合は時価より仕切幅を加えた価格）を約定価格としますので、別途、手数料をいただくことはありません。

また、約定価格につきましては、12時00分までのご注文は前場最終値段、12時01分～16時00分までのご注文は後場最終値段により約定価格といたします。（16時00分以降のご注文は翌日のご注文とさせていただきます。）

なお、仕切り売買においては、市場の需給関係の一方的な偏りによる比例配分等の場合に、ご注文が成立しない場合があります。また、名古屋証券取引所の新興市場銘柄、会社更生法申請による整理銘柄入り銘柄等、お受けできない銘柄があります。これら銘柄の売付は、買取請求のみの取扱いとなります。

(2) 買取請求による売付

当社から名義書換代理人（信託銀行等）に書類を提出して買い取ってもらう方法です。この場合、1銘柄あたり540円の取次手数料をお支払いいただきます。

また、当社所定の「単元未満株式買取請求取次依頼書」のご提出が必要となります。なお、当社では、単元未満株式の買増請求のお取次はいたしません。

○ 売付（お客様の売り、当社の買い）の場合

該当金融商品取引所の時価 (前場最終値段若しくは後場最終値段)	仕切幅 (時価より減じる幅)
100円以下	3円
100円超～200円以下	4円
200円超～300円以下	5円
300円超～400円以下	6円
400円超～500円以下	7円
500円超～600円以下	8円
600円超～700円以下	9円
700円超～800円以下	10円
800円超～900円以下	12円
900円超～1,000円以下	13円
1,000円超～1,300円以下	20円

○ 該当取引時の時価1,300円超より300円刻みで仕切幅を5円ずつ加算します。

○ 買付（お客様の買い、当社の売り）の場合

該当金融商品取引所の時価 (前場最終値段若しくは後場最終値段)	仕切幅 (時価に加える幅)
200円以下	1円
200円超～400円以下	2円
400円超～600円以下	3円
600円超～800円以下	4円
800円超～1,000円以下	5円
1,000円超～2,000円以下	10円

○ 該当取引時の時価2,000円超より1,000円刻みで仕切幅を10円ずつ加算します。

➤ 単元未満株式の売買にかかる詳細は、当社の「最良執行方針（単元未満株式の執行方法）」にてご確認ください。

3. 新株予約権付社債券手数料

国内金融商品取引所上場新株予約権付社債券（転換社債型を含む。）の売買を行うにあたっては、以下の表に基づき算出した売買手数料をお支払いいただきます。

約定代金	手数料率
100万円以下	約定代金の 1.0800%
100万円超 ~ 500万円以下	約定代金の 0.9720%+ 1,080円
500万円超 ~ 1,000万円以下	約定代金の 0.7560%+ 11,880円
1,000万円超 ~ 3,000万円以下	約定代金の 0.5940%+ 28,080円
3,000万円超 ~ 5,000万円以下	約定代金の 0.4320%+ 76,680円
5,000万円超 ~ 1億円以下	約定代金の 0.2700%+ 157,680円
1億円超 ~ 10億円以下	約定代金の 0.2160%+ 211,680円
10億円超	約定代金の 0.1620%+ 751,680円

- 円位未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。
- 約定代金は、同一種類の注文で、同一銘柄につき同日に成立したものを一口注文として取り扱います。
- お支払いいただく売買手数料は、円位未満の端数切り捨てにより、上記手数料体系に基づく計算結果と誤差が生じる場合があります。

4. 海外株式取次手数料

海外金融商品取引所上場株券等の売買を行うにあたっては、海外精算代金（円換算）に対して以下の表に基づき算出した取次手数料をお支払いいただきます。

海外精算代金（円換算）	手数料率
100万円以下	0.97200%
100万円超 ~ 300万円以下	0.86400%+ 1,080円
300万円超 ~ 500万円以下	0.70200%+ 5,940円
500万円超 ~ 1,000万円以下	0.64800%+ 8,640円
1,000万円超 ~ 3,000万円以下	0.54000%+ 19,440円
3,000万円超 ~ 5,000万円以下	0.43200%+ 51,840円
5,000万円超 ~ 1億円以下	0.37800%+ 78,840円
1億円超	0.32400%+ 132,840円

- 外貨決済を行った場合は、上記の表に基づき算出した取次手数料を外貨に換算し、外貨にていただきます。
- 同一種類の注文であっても複数注文の約定一括処理は行えません。
- お支払いいただく取次手数料は、最低通貨単位未満の端数切り捨てにより、上記手数料体系に基づく計算結果と誤差が生じる場合があります。
- 海外金融商品取引所上場株券の売買を行うにあたっては、上記の取次手数料のほか、海外金融商品取引市場における売買手数料及び公租公課その他諸費用が発生しますが、その額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- なお、株式公開買付のお申込みに関しては、現地監督機関に届出を行った他社による公開買付に限り承ります。売付が成立した場合は、上記の表に基づき算出した取次手数料をお支払いいただきます。

5. お振込み手数料

お取引にかかる売買代金等のお受払いにつきましては、原則、銀行振込でお願いいたします。

お振込み手数料は、当社負担とさせていただきますので、ご入金額からお振込み手数料を差し引いてお振込み（受取人負担）ください。

なお、お振込み完了後は、お手数でも当社担当者まで必ずご連絡ください。

- お振込名義人は、お客様ご本人名義でお願いします。名義相違の場合は、当社お取引口座にご入金できません。
- 当社振込金融機関名称、口座番号等につきましては、営業担当者までお問い合わせください。（「ゆうちょ銀行」口座へのお振込も可能です。）
- 外貨によるご出金は、原則お取扱いできませんので、所定の手続きにより、日本円に転換したのち円貨にて出金していただきます。

6. 証明書等発行手数料

お客様からのご要請による以下の証明書類の発行については、お客様に発行手数料をお支払いいただきます。

残高証明書	1通につき、1,080円
顧客勘定元帳の写し	1回につき、1,080円

- 当社から定期的にお客様に交付させていただく証明書類等の手数料は頂戴いたしません。（再発行ご要請の場合は、1通につき1,080円お支払いいただく場合があります。）

以 上